

「指定通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）」

重 要 事 項 説 明 書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

※当事業所では利用者に対して児童福祉法に基づく指定通所支援（「児童発達支援及び放課後等デイサービス」）を提供します。当サービスの利用は、原則として障害児通所給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者～ 2
2. 事業所の概要～ 2
3. 職員の体制 ～ 3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金～ 4
5. サービスの利用に関する留意事項～ 7
6. サービス実施の記録について～ 8
7. 緊急時の対応 ～8
8. 事故発生時の対応 ～8
9. 守秘義務に関する対策 ～8
10. 利用者の尊厳 ～8
11. 虐待の防止について ～8
12. 苦情相談窓口 ～9
13. 損害賠償について ～10

社会福祉法人 偕倖社
こどもデイサービスセンター「ゆうゆう」
当施設は大分県の指定を受けています。
(障福第 224-4-23 号)
事業所番号 4450800018

対象サービス（ 放課後等デイサービス ）

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 偕 俸 社
 (2) 法人所在地 大分県竹田市大字三宅1763番地1
 (3) 電話番号 0974-63-3201
 (4) 代表者氏名 理事長 吉 岡 暁 督
 (5) 設立年月 昭和43年1月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所支援（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）
 (2) 事業の目的 指定通所支援（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する利用者及び保護者の意思及び人格を尊重し、適切な指定通所支援を提供することを目的とする。
 (3) 事業所の名称 こどもデイサービスセンター「ゆうゆう」
 平成18年10月1日指定 大分県4450800018号
 (4) 事業所の所在地 大分県竹田市大字三宅1763番地1
 (5) 電話番号 0974-63-3201
 (6) 事業所長（管理者）氏名 吉岡 暁督
 (7) 当事業所の運営方針等
 指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めます。
 ①「児童発達支援」の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
 ②「放課後等デイサービス」の提供に当たっては、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
 (8) 開設年月日 平成12年10月1日
 (9) 通常の実施地域 竹田市、豊後大野市
 （ただし送迎の実施地域は事業所の定めた場所とする。）

(10) 営業日及び営業時間等

営業日	月曜日～金曜日 （土曜日、日曜日、12月30日～1月3日は休日とする。）
サービス提供時間帯	① 9時30分～12時30分 ② 14時00分～17時00分 利用定員 合計10名（児童発達支援、放課後等デイを通じて）

(11) 当事業所の施設設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨コンクリート造2階 建（一部使用）
	延べ床面積	116.75 m ²
	利用定員	10 人
敷 地 面 積		116.75 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	面 積	備 考
事務室・相談室	7. 5 0 m ²	
ホール	6 7. 5 8 m ²	
遊具置き場	2 7. 6 7 m ²	
押入	3. 5 0 m ²	
トイレ	1 0. 5 0 m ²	

(12) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

介護保険事業

[介護老人福祉施設]	平成12年 4月1日指定	大分県 4470800071 号
[訪問介護]	平成12年10月1日指定	大分県 4470800139 号
[通所介護]	平成12年10月1日指定	大分県 4470800147 号
[介護予防通所介護]	平成18年 4月1日指定	大分県 4470800147 号
[短期入所生活介護]	平成12年10月1日指定	大分県 4470800162 号
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年 4月1日指定	大分県 4470800162 号
[居宅介護支援事業]	平成12年10月1日指定	大分県 4470800170 号
[認知症対応型共同生活介護]	平成16年 4月1日指定	大分県 4470800246 号
[介護予防認知症対応型共同生活介護]	平成18年 4月1日指定	大分県 4470800246 号

障害福祉サービス

[居宅介護事業]	平成18年10月1日指定	大分県 4410800108 号
[短期入所事業]	平成18年10月1日指定	大分県 4410800108 号
[相談支援事業]	平成18年10月1日指定	大分県 4410800108 号

竹田市委託事業

竹田地域高齢者相談支援センター（竹田市委託）

3. 職員の体制

(1) 各サービス提供時間帯の職員体制

	① 9時30分～12時30分		② 14時00分～17時00分	
	配置	指定基準	配置	指定基準
児童発達支援 管理責任者	1名	1名	1名	1名
児童指導員 保育士	4名	2名	4名	2名

(2) 勤務体制及び保有資格

職種	勤務体制	保有資格
管理者	常勤兼務（８：３０～１７：３０）	社会福祉主事 福祉施設士
児童発達支援 管理責任者	常勤（８：３０～１７：３０）	保育士
保育士 指導員	常勤（８：３０～１７：３０） 常勤兼務（８：３０～１７：３０） 非常勤（８：３０～１７：３０）	社会福祉士 保育士
音楽療法士	非常勤（１０：００～１３：００）	

4. 当事業所が提供するサービスの内容と利用料金**(1) 個別支援計画とサービスの内容**

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定めて、サービス提供します。

「個別支援計画」は市町村が決定した指定通所支援（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。

「個別支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

<サービス内容>

- (1) 日常生活における基本動作の指導
- (2) 集団生活に対応するための指導
- (3) 創作的な活動の指導

○送迎

ご利用になる保護者の希望により、事業所が定めた場所と事業所間の送迎サービスを行います。時間帯等は別途相談に応じます。

<相談及び援助>

- ・当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

〈相談窓口〉

児童発達支援管理責任者： 田北 由紀美

電話番号： ０９７４－６３－３２０１

<障害児通所給付費支給外サービス>

種 類	内 容
社会生活上の便宜	・当事業所では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに、事業所での生活を実りあるものとするために、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・日常生活を活性化するための各種レクリエーション・作業。 ・外出行事及び誕生会 別添年間行事計画のとおり ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、事業所が代行し利用者及び家族に報告いたします。
日常生活上必要となる諸費用	・日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

(2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、食費を除き、通常 9 割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の 1 割を事業者にお支払いただきます。（定率負担）個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

<利用者負担額の上限等について>

- 障害児通所給付費対象のサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

<償還払い>

- 事業者が障害児通所給付費額の代理受領を行わない場合は、市町村が定める障害児通所給付費基準額の全額をいったんお支払いただきます。この場合、利用者に「領収書」を交付します。（「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると障害児通所給付費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、障害児通所給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

(1) 指導、外出等に必要な費用の実費

その都度、その内容の説明を致します。

(2) 送迎にかかる費用

事業実施地域以外にお住まいの場合は、別途実費にて移送にかかる費用をいただきます

す。

(3) その他必要な費用

デイサービスにてお過ごしいただくうえでご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

項目	費用
おやつ代	1 回 100円
日常生活費及び教養娯楽費等	1ヶ月 100円

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の障害支援区分に応じたサービス利用料金から障害児通所給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）と食事の提供等にかかる費用の合計額をお支払いいただきます。（ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内といたします。）

	児童発達支援 (センター以外)	放課後等デイ
1. ご契約者のサービス利用料金	9,280 円	6,090 円
2. 福祉専門職員配置等加算	60 円	60 円
3. 児童指導員等加配加算	1,870 円	1,870 円
4. 小計	11,210 円	8,020 円
5. うち、障害児通所給付費が給付される金額	10,089 円	7,218 円
6. サービス利用にかかる自己負担額（4－5）	1,121 円	802 円

※福祉・介護職員等処遇改善加算について（令和6年6月～）

上記のサービスを利用された場合、ご利用されたサービスの「総単位数」にサービス別加算率を乗じた単位が「福祉・介護職員等処遇改善加算」として算定されます。

＜サービス別加算率＞

☆福祉・介護職等処遇改善加算

○児童発達支援「13.1%」 ○放課後等デイサービス「13.4%」

＜専門的支援実施加算＞

理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に算定されます。利用日数等に応じて最大月6回を限度（放 デイは月2回～最大月6回を限度）

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)及び(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

(ア) 窓口での現金お支払い

(イ) 下記指定口座への振り込み

名義人 社会福祉法人 偕俸社 悠々居 代表 吉岡曉督

お振込み先 大分銀行竹田支店 普通口座 5093616

(ウ) 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 大分銀行、岡本郵便局、その他金融機関

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、個別支援計画で定めたサービス利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時までに事業者に出して下さい。
- ② 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ③ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を保護者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2ヶ月前までにご説明します。

5. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、保護者の同意を得て、サービスの内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用負担額」、「支給量」「障害支援区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者よ

り「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご掲示くださいますようお願いいたします。

6. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、保護者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存しています。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人偕倅社個人情報保護規定）に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者側の負担となります。）

※複写料金・・・1枚20円

※閲覧時間・・・日曜・祝祭日、年末年始を除く毎日9時から17時

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定

虐待防止に関する責任者 児童発達支援管理責任者 田北 由紀美

②成年後見制度の利用支援

③苦情解決体制の整備

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

12. 相談・苦情の受付について

※当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 児童発達支援管理責任者 田北 由紀美

○受付時間 土日・祝祭日、年末年始を除く毎日9時から17時

○電話番号 0974-63-3201

・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

竹田市 福祉事務所	所在地：大分県竹田市大字会々1650-1 電話番号：0974-63-4811 受付時間：9:00～17:00
豊後大野市 福祉事務所	所在地：大分県豊後大野市市場1200番地 電話番号：0974-22-1001 受付時間：9:00～17:00
大分県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：大分県大分市大津町2丁目1番41号 電話番号：097-558-0300 受付時間：9:00～17:00
竹田市障害者生活支援 センター	所在地：大分県竹田市大字三宅1763番地1 電話番号：0974-63-9600 FAX番号：0974-64-0101 受付時間：8:30～17:30

※苦情処理第三者委員 オンブズマン委員会

大塚 廣	福祉関係者	0974-63-4483
工藤 ヒデコ	認知症オレンジネットの会委員	0974-63-1475
	悠々居入所者家族会会長	
安部 房子	岡本地区婦人代表	0974-63-4507
後藤 東治	岡本地区代表	0974-63-4546

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

※当法人苦情解決責任者

○社会福祉法人偕倅社 総合施設長 吉岡 暁督 電話番号0974-63-3201

※当法人苦情受付担当者

(職・氏名) 特別養護老人ホーム悠々居 副施設長 羽田野 龍照

電話番号 0974-63-3201

(職・氏名) 竹田市地域高齢者相談支援センター 相談員 阿南 千代美

電話番号 0974-63-3668

受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：00～17：00

13. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

対象サービス（ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ）

説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所支援（児童発達支援及
び放課後等デイサービス）の提供開始に同意し、交付を受けました。

対象サービス（ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ）

利用者住所 氏 名

保護者住所 氏 名 印

（続柄： ）

社会福祉法人偕倅社

基本理念

私たちは

もっとも、地域に開かれた、地域に愛される、地域に信頼される、地域に安心していただける福祉サービスの拠点となることを目指します。

基本方針

- ・ 利用者本位
- ・ 人権の尊重
- ・ 社会的ルールの遵守の徹底
- ・ 説明責任の徹底
- ・ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）の徹底

社会福祉法人偕倅社は、上記の基本理念及び基本方針を掲げ、岡本地区「福祉の里」に相応しい総合福祉施設として、地域の高齢者及び障がい者児の多種多様な福祉的ニーズに応えていきます。さらに事業ごとにビジョン及び経営目標を掲げ、またサービス向上のための委員会活動や第三者評価等の外部評価の受審に向けての取り組み等により顧客満足を目指し、基本理念や基本方針の実現に向けて福祉サービスを実施し、地域とともに福祉の向上に貢献していきます。

こどもデイサービスセンター「ゆうゆう」事業計画

1. 基本方針（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- （1）発達の障害を持つ児童一人一人の個性や主体性を尊重し、その児童に合わせた個別支援計画を作成し、「その子らしさ」を大切にする発達支援に取り組みます。
- （2）日常生活の基本動作の獲得及び集団生活への適応の為の支援に取り組みます。
- （3）小集団の中でコミュニケーション手段の拡大を図り、人との関わりを通じて対人関係を深め、表現力や社会性が身につくように支援します。
- （4）地域の様々な社会資源に触れる機会を設け、多くの体験ができるよう支援します。

2. 経営目標

- ① 児童の健全な育成を促すため、職員の資質と対応力を高め、専門的な支援を実施することで信頼される事業所となることを目指す。顧客満足度90%以上とする。
- ② 業務改善と効率化（ICT活用）を図る。
- ③ 稼働率 一日平均9名（90%）以上を目指す。
- ④ サービス向上のため加算取得を目指す。